



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*169 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 1
- \*170 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則 ( " )..... 5
- \*171 和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例施行規則を廃止する規則 (果樹園芸課)..... 11

### ○ 告示

- \*667 平成26年和歌山県告示第1534号 (和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定) 等の廃止 (果樹園芸課)..... 11

## 規 則

### 和歌山県規則第169号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則 (昭和25年和歌山県規則第56号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 別記第5号様式 (第13条関係)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           ゴルフ場利用税特別徴収義務者新規 (変更・抹消) 登録申請書<br/>           略         </div> 注<br>1・2 略<br><br><u>3 略</u> | 別記第5号様式 (第13条関係)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           ゴルフ場利用税特別徴収義務者新規 (変更・抹消) 登録申請書<br/>           略         </div> 注<br>1・2 略<br><u>3 経営を譲り受けたときは、その譲渡人の署名を受けた上、提出すること。</u><br><u>4 略</u> |

別記第11号様式 (その1) から (その4) までの規定中「第三」を「三十三」に、「下記コンビニエンスストア」を「下記コンビニエンスストア等」に改め、「デイリーヤマザキ」の次に「、ニューヤマザキデイリーストア」を加え、「、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア」を削り、「ローソン」の次に「、MMK設置店」を加え、同様式 (その5) 及び (その6) 中「第三」を「三十三」に改める。

別記第33号の2様式を次のように改める。

別記第33号の2様式 (第14条関係)

軽油引取税仮特約業者指定取消通知書

年 月 日

住 所

氏名又は名称  
及び代表者氏名 様

和歌山県知事 印

和歌山県税条例 (昭和25年和歌山県条例第37号) 第58条の4第3項の規定により、あなたの軽油引取税仮特約業者としての指定を下記のとおり取り消したので通知します。

| 取 消 年 月 日 | 年 月 日 |
|-----------|-------|
| 取 消 事 由   |       |

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として (知事が被告の代表者となります。) 提起することができることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第33号の4様式を次のように改める。

別記第33号の4様式 (第14条関係)

軽油引取税特約業者指定取消通知書

年 月 日

住 所

氏名又は名称  
及び代表者氏名 様

和歌山県知事 印

第 3 項  
地方税法 (昭和25年法律第226号) 第144条の9 第5項本文 及び和歌山県税条例 (昭和  
第6項後段

第2項  
25年和歌山県条例第37号) 第58条の5 の規定により、あなたの軽油引取税特約業  
第3項

者としての指定を下記のとおり取り消したので通知します。

|           |       |
|-----------|-------|
| 取 消 年 月 日 | 年 月 日 |
| 取 消 事 由   |       |

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として (知事が被告の代表者となります。) 提起することができることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第37号様式から別記第39号様式までの規定中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

---

**和歌山県規則第170号**

和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則を次のように定める。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（令和3年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

(申請手続)

第2条 条例第6条の規定による申請をしようとする者は、別記第1号様式による申請書を課税地所轄の県税事務所の長に提出しなければならない。

(通知手続)

第3条 県税事務所の長は、条例第6条の規定による申請に対する処分をしたとき又は当該処分を変更したときは、別記第2号様式によりその旨を通知しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式 (第2条関係)

(その1)

過疎地域における 税課税免除申請書

年 月 日

県税事務所長 様

住所又は所在地  
 氏名又は法人名  
 法人の場合は  
 代表者氏名  
 生 年 月 日  
 個人番号又は法人番号  
 電 話 番 号

和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第6条の規定により、次のとおり申請します。

| 取得等した設備 | 事業の用に供した<br>年 月 日 | 取 得 価 額 | 割増償却の<br>有 無 |
|---------|-------------------|---------|--------------|
|         | 年 月 日             | 円       |              |
|         | 年 月 日             | 円       |              |
|         | 年 月 日             | 円       |              |
| 計       |                   | 円       |              |

| 同上設<br>備の敷<br>地であ<br>る土地 | 取 得 年 月 日 | 対 象 建 物 着 工<br>(取得) 年 月 日 | 所 在 地 | 面 積            |
|--------------------------|-----------|---------------------------|-------|----------------|
|                          | 年 月 日     | 年 月 日                     |       | m <sup>2</sup> |
|                          | 年 月 日     | 年 月 日                     |       | m <sup>2</sup> |
|                          | 年 月 日     | 年 月 日                     |       | m <sup>2</sup> |
|                          | 計         |                           |       | m <sup>2</sup> |

各月末現在の従業者の数及び基準数値

| 月 別   | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 基準数値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| 同上設備に直<br>接従事する従<br>業者の数                    | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | ① 人  |
| 同上設備に係<br>る事務職員等<br>の数                      | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | ② 人  |
| 県内に有する<br>事務所又は事<br>業所の従業者<br>の数で上記以<br>外の数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | ③ 人  |
| 事業税課税免除の割合 ① / (① + ② + ③)                  |   |   |   |   |   |   |   | / |   |   |   |   |      |

## 備考

- 1 「個人番号又は法人番号」欄は、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 2 「取得等した設備」欄及び「同上設備の敷地である土地」欄に記載しきれない場合は、当該欄には合計のみを記載し、かつ、明細は、当該欄の様式により別紙に記載して添付すること。
- 3 「事業の用に供した年月日」欄は、実際に事業の用に供した年月日（減価償却開始年月日）を記載し、いまだ事業の用に供されない場合にあつては、事業の用に供する予定年月日を記載すること。
- 4 「基準数値」欄は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48に規定する事業税の分割基準の算定の例により記載すること。
- 5 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。
  - (1) 事業税若しくは県固定資産税の初年度（第2年度又は第3年度のうち取得等した設備につき初めて課税免除の申請をする年度を含む。）又は不動産取得税に係る申請
    - ア 法人税又は所得税の割増償却明細書の写し
    - イ 事業所位置図
    - ウ 事業所内配置図
    - エ 対象建物の各階平面図
    - オ 設備配置図
    - カ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
    - キ その他県税事務所長が必要と認める書類
  - (2) 事業税又は県固定資産税の第2年度又は第3年度（(1)に該当する年度を除く。以下同じ。）に係る申請
    - ア 第2年度又は第3年度に係る法人税又は所得税の確定申告書の写し
    - イ 取得等した設備を第2年度又は第3年度においても事業の用に供していることを明らかにする書類
    - ウ その他県税事務所長が必要と認める書類
- 6 この申請書を和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例附則第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける場合に用いるときは、この様式中「取得等した」とあるのは「新設し、又は増設した」と、「割増償却の」とあるのは「特別償却の」と、「割増償却明細書」とあるのは「特別償却明細書」と読み替えること。

(その2)

過疎地域における畜産業又は水産業を行う個人に係る事業税課税免除申請書

県税事務所長 様

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_  
 個人番号 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第6条の規定により、次のとおり申請します。

| 年 分                | 収 入 金 額     | 必 要 経 費 | 差 引 所 得 金 額 |
|--------------------|-------------|---------|-------------|
| 総 所 得 金 額          | 円           | 円       | 円           |
| 上記所得のうち課税免除対象となるもの | 畜 産 業       | 円       | 円           |
|                    | 水 産 業       | 円       | 円           |
| 課 税 対 象 分          | そ の 他 の 事 業 | 円       | 円           |

上記事業のうち畜産業又は水産業に従事した人員及び延べ従事日数

| 月 別                | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合 計 |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 自家労力による従事員数、延べ従事日数 | 人  | 人  | 人  | 人  | 人  | 人  | 人  | 人  | 人  | 人   | 人   | 人   | 人   |
|                    | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日   | 日   | 日   | ① 日 |
| 雇用者による従事員数、延べ従事日数  | 人  | 人  | 人  | 人  | 人  | 人  | 人  | 人  | 人  | 人   | 人   | 人   | 人   |
|                    | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日  | 日   | 日   | 日   | ② 日 |
| 自家労力比率① / (①+②)    |    |    |    |    |    |    |    | 0. |    |     |     |     |     |

備考 この申請書には、当該年の業種別所得、従事員数、従事日数等を明らかにする書類を添付すること。



別記第2号様式 (第3条関係)

(その1)

過疎地域における 税課税免除通知書

|                |              |              |               |        |        |        |
|----------------|--------------|--------------|---------------|--------|--------|--------|
| 取得等事業所         |              | 所在地          |               |        |        |        |
|                |              | 名称           |               |        |        |        |
| 事業<br>税        | 事業年度 (年)     |              | 年 月 日 ~ 年 月 日 |        |        |        |
|                | 区 分          | 基本税額         | 免除税額          | 差引納付税額 |        |        |
|                | 確定 (修正・更正) 分 | 円            | 円             | 円      |        |        |
|                | 既往適用分        | 円            | 円             | 円      |        |        |
|                | 差引増減         | 円            | 円             | 円      |        |        |
| 不動産<br>取得<br>税 | 区分           | 年度           | 納税通知書<br>番 号  | 基本税額   | 免除税額   | 差引納付税額 |
|                | 家屋           |              |               | 円      | 円      | 円      |
|                | 土地           |              |               | 円      | 円      | 円      |
| 県 固 定<br>資 産 税 | 年度           | 納税通知書<br>番 号 | 基本税額          | 免除税額   | 差引納付税額 |        |
|                |              |              | 円             | 円      | 円      |        |

年 月 日付で申請のあった (決定した) 税課税免除  
については、上記のとおり決定 (変更) したので、通知します。

年 月 日

県税事務所長



様

お知らせ

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として (知事が被告の代表者となります。) 提起することができることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書を和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例附則第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける場合に用いるときは、この様式中「取得等事業所」とあるのは、「新 (増) 設事業所」として、同様式を使用する。

(その2)

過疎地域における 税課税免除不承認通知書

|  |   |         |  |
|--|---|---------|--|
| 取得等事業所   | 所在地   |         |  |
|  | 名 称   |         |  |
| 税 目  | 税   | 納税通知書番号 |  |
| 年度又は事業年度 (年)   |   |         |  |
| <p>年 月 日付けで申請のあった 税課税免除については、下記理由により不承認としたので、和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則 (令和3年和歌山県規則第170号) 第3条の規定により通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">様</p> |   |         |  |
| 理 由  |   |         |  |
| お 知 ら せ  | <p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として (知事が被告の代表者となります。) 提起することができることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> |         |  |

備考 この通知書を和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例附則第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける場合に用いるときは、この様式中「取得等事業所」とあるのは、「新 (増) 設事業所」として、同様式を使用する。

和歌山県規則第171号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例施行規則を廃止する規則

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例施行規則（平成25年和歌山県規則第21号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第667号

次に掲げる告示は、廃止する。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 平成26年和歌山県告示第1534号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の変更）
- 2 平成28年和歌山県告示第1430号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定）
- 3 平成29年和歌山県告示第834号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の変更）
- 4 令和2年和歌山県告示第890号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の変更）